

広島県告示第二号

平成二十年広島県告示第四百三十号（平成二十年度地籍調査事業計画）の一部を次のとおり改正する。

平成二十一年一月五日

広島県知事 藤 田 雄 山

二の表安芸高田市の項の前に次のように加える。

庄原市	総領町五箇の一部、東城町川西・川東の一部	事業計画決定の日 平成二十二年三月三十一日
神石高原町	坂瀬川の一部、福永の一部、安田の一部、笹尾の一部	事業計画決定の日 平成二十二年三月三十一日

二の表世羅町の項数値情報化事業を行う地域の欄を次のように改める。

西上原・川尻・東上原・小世良の一部

二の表の次に次の一表を加える。

三 地籍集成図作成事業

地籍集成図作成を行う者の名称	地籍集成図作成を行う地域	地籍集成図作成を行う期間
大崎上島町	西野の一部、木江の一部	事業計画決定の日 平成二十二年三月三十一日